

報酬付与の申立てについて

東京家庭裁判所後見センター
東京家庭裁判所立川支部

1 はじめに

成年後見人等が被後見人等の資産から報酬を受け取るためには、成年後見人等から家庭裁判所に報酬付与の審判の申立てをしていただき、家庭裁判所の審判を得る必要があります。

2 提出を要する書類等（※裁判所から、これ以外の書類等の提出を求める場合があります。）

(1) 成年後見人等が提出を要する書類等

- 報酬付与申立書 収入印紙800円（申立書に貼付） 郵便切手82円
- 報酬付与申立事情説明書 付加報酬を求める場合の資料

（※監督人が選任されていない場合は、以下の書類も提出してください。）

- 後見等事務報告書 財産目録 預貯金通帳の写し等

(2) 監督人が提出を要する書類等

- 報酬付与申立書 収入印紙800円（申立書に貼付） 郵便切手82円
- 報酬付与申立事情説明書 付加報酬を求める場合の資料
- 監督事務報告書 財産目録

3 記載方法等

(1) 報酬付与申立書について

太枠内に記載してください（パソコン等で書式設定する場合は、申立人欄の位置は申立書に薄い字で記載してある書式設定でお願いします。）。

なお、「裁判所使用欄」は、家庭裁判所が申立てに対する審判を記載する欄ですから、日付、金額等の内容の記載やチェックはしないでください。

(2) 報酬付与申立事情説明書について

ア 報酬付与申立時点において管理する流動資産の額

①現預金額（後見制度支援信託による信託財産額を含まない。）、②後見制度支援信託による信託財産額、③株式、投資信託等の金融資産（保険、商品券、非上場株式等は除く。）の時価合計額（いずれも1万円未満切り上げ）に分けて記載してください。また、それらの記載が財産目録の記載と合致していることを確認してください。

イ 報酬付与申立期間及び当該期間中の収支

報告対象期間の始期と終期にチェックし、その間の収支を記載してください。

ウ 付加報酬の請求

付加報酬を求める場合は、「次頁以下を記載する前に必ずお読みください」をお読みになった上で、付加報酬を求める行為の内容を分かりやすく簡潔に記載し、その裏付けとなり得る資料を添付してください。

4 報酬付与申立ての時期について

報酬付与申立ては、後見等事務報告を行う時期に合わせて行ってください。

以上